

(非公募)

山口市小鯖高齢者生きがいセンター指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市小鯖高齢者生きがいセンター
- 2 指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名
小鯖地区社会福祉協議会
会長 間野 信行
山口市下小鯖654番地6
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
本団体は、小鯖地域内で社会福祉事業を運営することを目的に設立され、平成12年4月の山口市小鯖高齢者生きがいセンター開設時から施設の管理運営を行っています。
- 5 非公募施設とした理由
高齢者生きがいセンターは、地域からの要望により建設された施設であり、地域住民が利用する地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過
仕様書の決定 令和2年8月5日（水）
指定申請提出期限 令和2年9月18日（金）
選定委員会による審査 令和2年10月23日（金）
- 7 審査の方法
 - (1) 選定委員会委員
中川 孝 健康福祉部長（委員長）
藤井 英樹 健康福祉部次長
山根 賢司 地域福祉課長
水津 伸久 高齢福祉課長
中村 和人 障がい福祉課長
 - (2) 提出書類の確認
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
 - (3) 特定団体ヒアリング
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後随時行いました。
 - (4) 審査内容
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に（別紙）指定管理者候補者選定基準に掲げる評価項目ごとに評価を行い、得点総計が基準点（総配点総計の6割）以上であるか審査しました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	小鯖地区社会福祉協議会
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	35
施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	35	5	175	129
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	30	5	150	105
地域との連携・協働が図られていること	15	5	75	59
総計	100	5	500	358
基準点	—	—	300	

9 審査意見

山口市小鯖高齢者生きがいセンターは、60歳以上の高齢者を対象に、生きがいの創造や社会参加、地域住民のコミュニティ活動推進の場を提供し、高齢者福祉の向上に資することを目的に設置した施設です。

現行の受託団体である小鯖地区社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる事業の企画・実施、及び効率的な管理運営を行うことが期待できます。

以上、総合的に判断して、小鯖地区社会福祉協議会は山口市小鯖高齢者生きがいセンターの指定管理者候補者として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(別紙) 指定管理者候補者選定基準

評価項目		評価の視点	配点	
大項目(選定基準)	小項目			
(1) 平等な利用を確保することができるものであること		・利用申込みにあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。	10	
(2) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の設置目的を反映した運営方針となっているか。	10	
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	自主事業内容	・高齢者の生きがいの創造及び高齢者福祉の向上に資する事業内容が提案されているか。	15
		利用促進の取組み	・利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	10
(3) 施設の管理経費の縮減が図られること		・管理経費の内容は適切か。 ・経費の積算は適切になされているか。	10	
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制が取られているか。	10	
	利用者の安全を確保するための対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯対策が取られているか。 ・事故、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10	
	利用者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・苦情や要望に対して、適切に対応できる体制が取られているか。	10	
(5) 地域との連携・協働が図られていること	地域との連携や協働を図るための取組みがなされていること	・地域の実情に応じた地域と連携した取組みがなされているか。	15	
合 計			100	